

Ⅲ 外国の研究機関等への委託事業

外国の研究機関等への委託事業

第1 委託事業の目的

外国の研究機関等で実施したほうが効率的な調査研究等を当該機関等に委託して行うことにより、わが国におけるエイズ対策政策研究の一層の推進を図る。

第2 対象となる調査研究等

エイズ対策政策研究事業の研究代表者の研究課題の分野において、外国の研究機関等で実施したほうが効率的な調査研究及びわが国では供給困難な研究材料の開発等を当該機関等に委託することにより研究の成果が期待できるものとする。

第3 委託申込者

エイズ対策政策研究事業の対象となる研究課題（若手育成型は除く。）の研究代表者又は研究分担者とする。

委託申込者は、本事業が円滑に実施されるための事務手続き及び運営管理の責任を負うものとし、本事業に関連して発生した問題について主体的にその解決に取り組むこととする。

第4 委託期間

会計年度を単位とする1ヵ年間の範囲内とする。

第5 エイズ対策政策研究推進事業運営委員会

エイズ対策政策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

第6 委託に要する経費

公益財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）が予算の範囲内で負担する。

第7 委託費の支給方法

委託費の支給は、財団と委託研究を受託した外国の研究機関等（以下「受託研究機関」という。）との契約による当該研究機関等からの請求に基づき、その指定する銀行口座に送金することにより行う。

第8 委託に係る手続き

1 応募の方法

外国の研究機関等への委託事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 委託申請書（様式1）
- (2) 〔指定委託先研究機関の〕受託内諾書（様式2）

なお、財団は、応募申請の採択の可否について、委託申請者（研究代表者）及び委託申込者に書面で通知する。

2 費用に関する手続き

財団からの採択通知を受領した委託申込者は、財団と受託研究機関との「委託契約書」（様式3）締結のための手続きを速やかに行うとともに、「委託費用振込預金口座届出書」（様式4）を財団に提出する。

第9 研究成果の提出

委託申込者は、委託期間終了後1ヵ月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、「委託成果報告書」（様式5）及び「委託費決算報告書」（様式6）を財団に提出しなければならない。

第10 研究成果の利用

財団は、本事業により得られた成果をエイズ研究及びエイズ対策に資することとする。また、受託研究機関は、同成果の利用について財団と同様の権利を有する。

なお、財団は、上記について法律的な問題が生じた場合のため、顧問弁護士を置くことができる。

第11 その他

本事業の採択後において、財団が指示する書類を提出せず、又はその期限を守らないなど事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消し（委託費の返還を含む。）を行うことがあるので十分に留意すること。